

## 防衛施設の建設・管理等に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況(回答)の概要

[調査の実施時期等]

- 1 実施時期:平成14年4月～15年10月
- 2 調査対象機関:防衛庁(防衛施設庁)、財務省、国土交通省、都道府県(11)、市町村(54)、関係団体等

[勧告日及び勧告先]平成15年10月17日、防衛庁に対し勧告

[回答年月日] 平成16年4月14日

[行政評価・監視の背景事情]

- 厳しい財政事情の下、防衛施設の建設について一層の効率化、合理化を図るとともに、住宅の防音工事及び民生安定施設設置の助成等の防衛施設周辺対策事業を適正かつ効率的に実施することが重要。また、組織・体制について簡素・効率化を進めることが必要
- 本行政評価・監視は、防衛施設の建設・管理等の実施状況及び実施体制を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>1 防衛施設の取得・管理業務の運営の効率化等</b> (勧告)</p> <p>○ 用地取得は、施設建設の緊急性、優先性が高く、利用の計画が明確になっているものその他先行取得の合理的な理由があるものを対象とすること。 ○ 防衛施設の建設工事の発注に当たり、工事面積、工法等の工事内容の変更があったものは、工事概算額を見直し、適切な契約方法を採用すること。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防衛施設数：2,896 (自衛隊施設 2,808、在日米軍施設 88、平成 15 年 1 月 1 日現在)</li> <li>工事概算額は、一般競争入札、指名競争入札等の入札方式の決定要因</li> </ul> <p>○ 燃料補給施設等(ガソリンスタンド、洗車場等)の建設用地として土地(2,813㎡、1億3,500万円)を取得したが、3年間にわたり更地となっている例あり</p> <p>○ 工事内容の追加等があり公募型指名競争入札に付すことが相当(予定価格3億円超)であったが、工事概算額の見直しを行わないまま指名競争入札に付した例あり</p>	<p>→は、「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→○ 用地取得に当たって、防衛庁においては従来より、その目的や必要性、施設整備計画等について総合的に勘案し、施設建設の所要や防衛施設の安定使用の確保上、合理的な理由があるものについて行ってきたところである。勧告の趣旨を踏まえ、引き続き用地取得に当たっては、取得目的及び利用計画を明確にするとともに、施設建設との整合性の確保に努めてまいりたい。</p> <p>なお、航空自衛隊芦屋基地の事例については、更地の状態でも基地の安定使用の確保という取得目的は十分達成されているものの、資材保管場所等としてさらに有効な利活用ができないか検討しているところである。</p> <p>陸上自衛隊反町弾薬支処の事例については、平成 16 年度に警備所等の建設に着手することとしている。</p> <p>また、陸上自衛隊佐山無人中継所の事例については、通信訓練等を行う用地として活用しているところである。</p> <p>→○ 建設工事の発注に当たっては、従来試行としていた公募型指名競争入札及び意向確認型指名競争入札を、平成 14 年 12 月に各防衛施設局長等に対し「建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施等についての一部改正について(通達)」(平成 14 年 12 月 24 日付け施本第 2095 号)及び「入札・契約手続のより一層の透明性等の確保についての一部改正について(通達)」(平成 14 年 12 月 24 日付け施本第 2096 号)を发出して、「試行」から「実施」に移行したところである。この結果、工事概算額の精度が高められ、かつ適切な契約方法を採用することが確保されたところであるが、さらに、勧告の趣旨を踏まえ、上記の通達に従って、適切な契約方法を採用よう平成 15 年 11 月 25 日に開催した防衛施設局建設企画課長等会議において指導したところである。</p>
<p><b>2 防衛施設周辺対策事業の運営の適正化等</b> (勧告)</p> <p>○ 住宅防音事業の地方事務費について、受託法人における受託業務の実態を踏まえ、合理的な積算を行うことにより減額する等その在り方を抜本的に見直すこと。 ○ 環境整備令で民生安定施設と明記されていない施設を助成する場合、同令に基づく民生安定施設としての指定及び告示を助成すること。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅防音事業：一定区域の住宅に遮音、吸音及び空気調和の機能を付加する工事に対し補助</li> <li>民生安定施設の範囲：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和 49 年政令第 228 号。以下「環境整備令」という。)で公園、体育館、港湾施設等が定められているほか、同令に定める防衛施設庁長官が指定する施設として汚水除去施設等を告示</li> </ul> <p>○ 住宅防音事業について、補助金の交付申請等の事務を個人から受託する法人に対し手数料として支払われる地方事務費は、積算することなく定められ、合理性なし(工事費130万円以上は上限の8万4,000円) 受託法人は公益事業として事務を受託しており収支均衡が望ましいが、平成 14 年度末現在、約 5 億円の次期繰越収支差額と 10 億円の運営安定化資金を積立て</p> <p>○ 民生安定施設設置助成事業について、環境整備令に基づく告示がされていない施設の整備を助成した例(防災船等)あり</p>	<p>→○ 受託法人が住宅防音事業に係る補助金の交付申請等の事務手続を補助事業者から受託した場合について、勧告の趣旨も踏まえ、防衛施設庁において同法人が行う受託業務の実態を調査しているところである。今後、調査結果を踏まえ、地方事務費の在り方について検討することとしている。</p> <p>→○ 勧告の趣旨を踏まえ、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和 49 年政令第 228 号)の規定に基づく防衛施設庁長官による指定及び告示を助成する。</p> <p>ちなみに、平成 15 年 12 月 19 日、「ヘリポート(航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 79 条ただし書の許可に係るものをいい、被災者の救護又は救助を目的として設置するものに限り。))及びこれと一体として設置することが必要な施設」について告示したところである。</p>
<p><b>3 防衛施設の取得・管理等業務の要員配置の適正化</b> (勧告)</p> <p>防衛施設の取得・管理、建設工事、住宅防音事業及び民生安定施設設置助成事業に関する業務について、それぞれの処理件数等の業務指標等を勘案した業務量に基づく要員算定方法を導入し、適正な要員配置を図ること。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防衛施設庁定員3,170人(平成14年度末)</li> </ul> <p>○ 防衛施設の取得・管理、建設工事、住宅防音事業及び民生安定施設設置助成事業に関する業務について、業務量に基づく要員算定なし</p> <p>○ 業務指標により比較した場合、要員1人当たりの処理件数に防衛施設局間で大きな格差(最大6.9倍)が生じている例あり</p>	<p>→○ 平成 16 年 3 月開催の防衛施設局総務部長会議等において、防衛施設の取得・管理、建設工事、住宅防音事業及び民生安定施設設置助成事業に関する業務について、業務量等の把握に関して指示した。現在、各業務の業務量等の調査を実施しているところであり、この調査結果に基づき、主要な業務指標に基づく業務量と、地域ごと・事案ごとにそれぞれ特性が異なるなどの理由から指標化することが困難な諸要因(土地・建物等の所有者との交渉、地方公共団体や防衛施設周辺住民との調整・交渉、米軍及び自衛隊との調整・協議など)を踏まえた、要員算定の方法について検討することとしている。</p>

